

---

第5回 日野市介護保険運営協議会  
第5回 日野市地域包括支援センター運営協議会  
第5回 日野市地域密着型サービス運営委員会  
第5回 日野市在宅高齢者療養推進協議会

**要 点 録**

---

[日 時] 令和6年1月25日(木) 18:30~20:30  
[場 所] 日野市役所5階 505会議室(リモート併用開催)  
[内 容]

《開 会》

**介護保険運営協議会**

《議事》

(1) 第5期日野市高齢者福祉総合計画について

**地域包括支援センター運営協議会**

議事なし

**在宅高齢者療養推進協議会**

議事なし

**地域密着型サービス運営委員会**

議事なし

**【資料】**

- ・ 議事次第
  - ・ 資料 1-① 第9期介護保険事業計画期間における介護保険料について
  - ・ 資料 1-② 第5期日野市高齢者福祉総合計画(素案)パブリックコメント結果報告書(★)
  - ・ 資料 1-③ 第5期日野市高齢者福祉総合計画パブリックコメント意見一覧(★)
- (★)の資料については、パブリックコメントページに掲載

**[議事要旨]**

《開 会》

- ・ 委員数17人中14名出席。半数以上の出席のため会議成立。
- ・ 会議の内容について正確を期するため録音をさせていただく。
- ・ 議事録については要点録として公表させていただく。

**《介護保険運営協議会》**

(1) 第5期日野市高齢者福祉総合計画について

～事務局より説明～

～質疑応答～

会 長： 第8期介護保険計画と第9期介護保険計画において介護保険料を同額としたが、基金積立予定額に差がある。内容について確認したい。

- 事務局： 第8期期間中は、コロナ禍の影響で介護サービス利用控えがあり、介護給付費準備基金については想定以上に積むことができた。第9期介護保険料については、第8期期間中に積むことができた基金を取り崩すことで第8期と同額とした。
- 会 長： 積みあがった基金を取り崩し、介護保険料をおさえたことは市民にとって有益なことである。
- 委 員： 第8期介護保険料算定の際、日野市は75歳以上、特に85歳以上の高齢者人口が他市と比べて高いため介護保険を利用する方が多いこと、準備基金の残高が他市と比べて低いことが理由で保険料、基金取り崩し額が決まった。当時、4億円程度基金を取り崩してほしいと意見した。第8期は基金取り崩し額をおさえた結果、年間1万円近い増額になった。今回5億円の取り崩し額と聞くと、第8期が多く徴収されていたのではないかと感じている。
- 会 長： 第8期介護保険料決定の際は、団塊世代、団塊ジュニアが多いためと聞いている。
- 委 員： 第9期介護保険料が上がらないことに驚いている。給付費の算定基準に基づいて積算しているのは理解したが、地域包括支援センター、初期相談窓口では、介護保険についての相談、介護保険申請者数が増加している。介護保険についての周知が進み利用者が増えている。
- 現在、利用希望が多くケアマネージャー、サービスが足りない状態の中、給付見込額の計算結果が心配である。基金取り崩し額についても、今後給付費が伸びる中、今回積まなくて大丈夫なのか。
- 事務局： 給付費については、被保険者数、要介護認定率の伸び、報酬改定率を加味して積算している。基金残高は、約4億円を想定している。今後サービス利用が増えてくると考えられるが、国からの抑制策も出てきているため、今回据え置きとした。
- 委 員： 計画96ページ、財政調整交付金額と保険者機能強化推進交付金について第8期との相違、金額の違いを教えてください。
- 事務局： 財政調整交付金は原則5%だが、日野市、東京都内区市は（高齢化率等の全国平均により）5%満額対象者ではない。保険者機能強化推進交付金については、令和5年度より国の交付金総額が減額されており、日野への交付金も減額されていることから計画値では減額を想定し試算している。
- 委 員： 調整交付金の5%の基準はいつ時点か。
- 事務局： 5%の交付基準額は法で定められているが、最終額は国の裁量で決定する。令和6年度からの調整交付金見込み額は、過去の実績から算定している。
- 会 長： パブリックコメントは136件と多くの意見をいただいた。内容も福祉避難所確保や補聴器購入費についてなどもあり多岐に渡っている。直前の資料配布であったため多くの意見に目を通すのは大変だが、次回介護保険運営協議会にて計画最終案を決めなければならないため、できれば本日意見をいただきたい。
- 介護保険料についてのコメントは、切実な状況であると感じる。
- 保険料段階の所得金額設定の根拠はあるか。第8段階の対象所得額幅が広いとの意見がある。他自治体の次期介護保険料段階、所得金額設定の情報はあるのか。
- 事務局： 国基準は第5段階まで。第6段階からは区市町村の裁量で決定できる。
- 未だ他市の情報はない。今回第1段階から第3段階までは引き下げ、第4段階から第8段階までは同額、第9段階からは、応能負担の国の指針に合わせ引き上げとし

た。ご意見は、第 8 段階を細分化し実質引き上げるべきとのことであるが、物価高騰の折、引き上げを第 9 段階からとしたため、実質値上げとなる所得金額設定変更は行わずに第 8 期と同じとした。

会 長： 介護保険料の基準額が第 8 期と同額であることは有益であるが、対象所得金額の区分けについては、所得の幅があると負担比率が違ってくる。他市の情報があるとわかりやすい。

会 長： 介護サービスについて、人材不足について意見も多く寄せられている。

委 員： 介護人材確保事業についてはあまり効果がないのではと思っている。P57 の人材確保事業の実施は重点事業に該当している。令和 3 年度から年々受講者数が減っているが令和 7 年度から目標値が大幅に上がっている。その根拠や具体策を教えてください。

事務局： 令和 3 年度からの受講者数は人数を絞って研修を行ったため。

令和 5 年度は 15 名受講、8～9 名程度の雇用者が生まれている。委託事業者から他市での事業実績を聞いて計画の目標値とした。令和 7 年度以降は、目標値に近づくよう努力していきたい。目標値は意気込みの表れ。

委 員： 実際は、生活援助を担うスタッフより身体介護、要介護高齢者をケアするスタッフが足りない。間口を広げるのも大事だが、現に支援を必要としている人を救う人材の確保が急務。ケアマネ事業所、ケアマネも増えていない。サービス計画を断る事態も発生している。現在足りない人材の確保についても念頭に入れて対応いただきたい。

事務局： 同じ認識を持っている。資格取得支援事業（資格取得費助成）も重点事業で行っているため、こちらも積極的に対応していきたい。ケアマネ不足への対応は、市単独で成果がでるものはないので、都・国へ要望を出している。

会 長： 介護保険料について、他市等の情報、比較対象があるとよい。できれば情報収集してほしい。

## 《その他》

なし

次回は、2月19日(月)

[閉会]